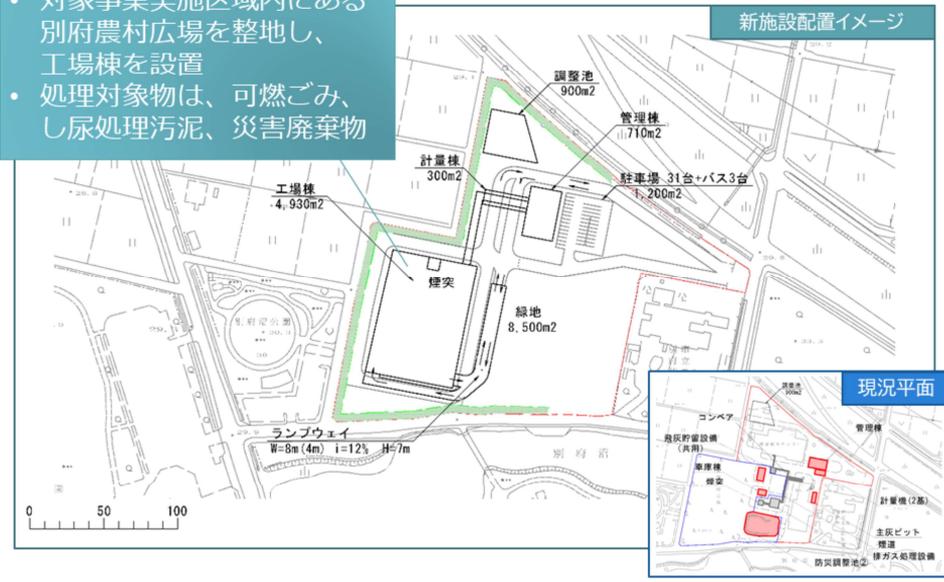


2-5. 施設配置計画（案）

- 対象事業実施区域内にある別府農村広場を整地し、工場棟を設置
- 処理対象物は、可燃ごみ、し尿処理汚泥、災害廃棄物



こちらが施設配置計画（案）でございます。

対象事業実施区域内にある別府農村広場を整地し、工場棟を整備します。

新深谷清掃センターの工事に合わせて、第二工場を解体撤去し、その跡地に管理棟・計量棟を整備します。

最後に第一工場を解体撤去し、更地にします。

2-6. ごみ処理計画及び整備方針

1) ごみ処理計画（令和11年度）

項目	現状のごみ減量化施策を継続した場合	目標達成のための施策を実施した場合
年間計画処理量	139,799t	117,567t
一人当たりのごみ排出量原単位	1,150.0g/日	975.0g/日

2) ごみ処理施設の整備方針

1. 安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設
2. 環境に配慮した施設
3. 効率的なエネルギー回収をする施設
4. 経済性に優れた施設
5. 地域に貢献し、親しまれる施設

続きまして、ごみ処理計画及び整備方針について御説明いたします。

組合のごみ処理基本計画の目標年度である令和11年度の年間計画処理量は、現状のごみ減量化施策を継続した場合約14万トンとなり、各市町が掲げる目標達成のための施策を実施した場合、約11万8千トンとなります。

これらのごみのうち、可燃ごみ及び不燃ごみとして排出されるもののうち、破碎・選別を行った結果出てくる可燃性残渣、それにし尿汚泥、災害が発生した場合の災害廃棄物を、新しい2つの施設で焼却処理をしていきます。

新ごみ処理施設の整備方針は、下段に掲げる5つです。

2-7. 施設諸元

項目	本施設 (新設)	既存施設 (熊谷衛生センター)	
		第一工場	第二工場
施設規模	255 t/日	140 t/日	180 t/日
焼却炉系列数	2系列	2系列	2系列
処理方式	①ストーカ方式、②流動床方式、③シャフト炉式ガス化熔融方式、④流動床式ガス化熔融方式のいずれか	ストーカ方式	ストーカ方式
運転時間	24時間連続運転	24時間連続運転	24時間連続運転
年間稼働日数	1炉当たり 280日程度	1炉当たり 280日程度	1炉当たり 280日程度
煙突高さ	約59 m	約59 m	約59 m

施設の諸元について御説明いたします。

本施設規模は、255t/日となります。

炉の系列数は2系列、処理方式は、①ストーカ方式、②流動床方式、③シャフト炉式ガス化熔融方式、④流動床式ガス化熔融方式のいずれかから選定することになっております。

全連続式であるため24時間連続運転とし、1炉当たり年間280日稼働とします。

煙突高さは、現有施設と同じ59mとなっております。

2-8. 公害防止・環境保全に関する計画

1) 大気汚染

- ・法令基準を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。

項目	本施設 (新設)	既存施設 (熊谷衛生センター)		法令基準値 (新設対象)
		第一工場	第二工場	
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.02	0.02	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	20	50	K値=7.0	K値=17.5
窒素酸化物 (ppm)	50	50	50	250
塩化水素 (ppm)	30	60	100	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 (μg/m ³ N)	30	50	50	30

注) 排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度12%換算値を示す。

公害防止・環境保全に関する計画について御説明いたします。

大気汚染については、法令に基づく基準を遵守するとともに、法令や既存施設と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。

2-8. 公害防止・環境保全に関する計画 (2)

2) 水質汚濁

- ・プラント用水は主として井水を利用し、不足する場合は上水を使用する予定です。生活用水は、上水を使用します。
- ・本施設におけるプラント排水及び生活排水等は、無放流とします。その処理水は再利用します。

3) 騒音・低周波音・振動

- ・法や条例に基づく規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。
- ・設備機器は、できるだけ建屋内へ配置します。また、大きな騒音・振動の発生が想定される設備機器については、適切な防音・防振対策を講じます。

水質汚濁については、プラント用水は、現施設と同じ井水利用とします。

プラント排水及び生活排水等は、無放流とします。出てくる排水は再処理し、再利用いたします。

騒音・低周波音・振動については、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準を、公害防止基準とし、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。

また、設備機器はできるだけ建屋内に配置するなどし、適切な防音・防振対策を講じます。

2-8. 公害防止・環境保全に関する計画 (3)

4) 悪臭

- ・悪臭防止法に基づく規制基準等を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。
- ・ごみピットは、臭気が外部に漏れないよう建屋の密閉性に配慮します。プラットホーム出入扉にはエアカーテンを装備します。

5) 低炭素化

- ・焼却処理により発生する熱エネルギーを有効に活用するため、余熱利用として、発電や熱利用を行う予定です。
- ・本施設でのエネルギー回収率は20.5%以上を目標とします。
- ・環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとします。

悪臭については、悪臭防止法に基づく規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行います。

また、建屋の密閉性に配慮するとともに、プラットホーム出入扉にはエアカーテンを装備します。

低炭素化については、余熱利用といたしまして、タービン発電機による発電を行い施設内の所用電力を賄うとともに、隣接する施設への熱供給を行う計画としております。

これにより、本施設でのエネルギー回収率は20.5%以上を目標とします。

また、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとします。

2-8. 公害防止・環境保全に関する計画（4）

6) 緑化計画

- ・敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%を達成します。
- ・敷地内には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置します。
- ・周辺道路からの視線仰角内に土手土塁等を設け、植樹を行います。
- ・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、郷土種を優先的に採用します。
- ・必要に応じて、屋上緑化、壁面緑化等を行います。

緑化計画については、本施設では敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%を達成します。

敷地内には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置し、周辺道路からの視線仰角内に土手土塁等を設け、植栽樹種構成についても郷土種を優先的に採用するなどいたします。

必要に応じて、屋上緑化、壁面緑化等を行います。

2-9. 車両運行計画

1) 搬入時間

月曜日～金曜日
(年末年始除く)
8:30～16:30

2) 車両台数 単位：台/日 (片道)

種別	R12年度 推計	R2年度 実績	備考	
搬入車両	直営・委託・ 許可車両	157	172	パッカー車等
	直接搬入 車両	224	207	自家用車等
	その他	1	1	資材・薬剤 運搬
搬出車両	3	2	灰・残渣物等	
合計	385	383		



車両運行計画でございます。

搬入時間は現行と同様で想定しております。

廃棄物の搬入車両は、国道17号深谷バイパス、県道新堀尾島線を経由します。

車両台数は、現有施設とほぼ同程度と見込み、令和12年度で日平均片道385台の走行を見込んでいます。なお、パッカー車の運行につきましては減少することになります。

2-10. 工事計画（案）

1) 工事工程の概要

項目	令和年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
工場棟建設工事		●	●	●	●	●
管理棟・計量棟建設工事						●
第二工場解体撤去				●	●	
第一工場解体撤去						●

2) 工事中の環境保全対策の例

- ・フェンス等の仮囲いを設置し、造成工事等に伴う土砂の飛散防止
- ・工事用車両の走行が集中しないよう、工事計画の管理、調整
- ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型、低燃費型の建設機械の使用、作業待機時のアイドリングストップの徹底
- ・事業実施区域内に仮設沈砂設備等を設置し、濁水の発生を抑制

工事計画（案）について御説明いたします。

工事工程の概要は、表にお示ししてまいりますとおり、新施設の建設工事は令和8年度から令和11年度までに行います。

第二工場の解体撤去を令和11年度に行い、令和12年度にその跡地に管理棟・計量棟を整備いたします。

また、令和11年度いっぱい稼働を停止する第一工場については、令和12年度に解体撤去を行う計画となっております。

工事中の環境保全対策として、フェンス等の仮囲いを設置いたしまして土砂の飛散防止を行うほか、工事用車両の走行が集中しないような工事計画の管理、調整を行ってまいります。

また環境負荷の低い建設機械の使用、仮設の沈砂設備を設置いたしまして濁水の発生抑制等の対策を行ってまいります。